

## 「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」設置要綱

### (目的)

第1条 子どもが健全に生き生きと成長するために、身近な地域において安全で安心して遊びや活動ができる場や機会の提供など、学校施設を活用し、すべての児童を対象とした総合的な放課後等の居場所づくりについて検討するため、「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 懇話会における検討事項は、次のとおりとする。  
(1) 学校施設を活用した放課後等の子どもたちの居場所づくりに関する事。  
(2) 保護者、学校、地域及び行政が一体となった運営のあり方に関する事。  
(3) 人材の育成、確保及び活用に関する事。

### (組織)

第3条 懇話会は、学識経験者、関係団体の代表者、事業関係者等のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。  
2 委員が欠けたときは、必要に応じて補欠の委員を委嘱する。

### (座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長を置き、市長が委員のうちからこれを指名する。  
2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。  
3 懇話会に副座長を置き、座長が委員のうちからこれを指名する。  
4 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けた時は、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 座長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。  
2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、座長が、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであると認めるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。

### (提言)

第8条 懇話会は、検討事項について、市に提言を行うものとする。

### (幹事)

第9条 懇話会に幹事を置き、市民局コミュニティ推進部長、こども未来局こども育成部長、城南区区政推進部長及び教育委員会指導第2部長の職にある者をもって充てる。  
2 幹事は、市を代表し、会議に出席して意見を述べることができる。

### (事務局)

第10条 懇話会の事務局は、こども未来局こども育成部こども育成課及び教育委員会総務部企画課において共同で所管する。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。